

ゴルフリゾート花見川利用約款

2020年9月1日改定

第1条（約款の適用）

当練習場を利用される方（メンバー・非メンバー・スクール生を問わず。以下「利用者」といいます）は、本約款に従ってご利用いただきます。

第2条（施設利用の拒絶）

当練習場は次の各号のいずれかに該当すると当練習場が判断した場合は、利用者の施設の利用をお断りすることがあります。

- 天災その他やむを得ない事情により、練習場をクローズする時
- 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認める時
- 利用者が暴力団員又は、暴力団関係者である場合
- 利用者が暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者
- 偽名又は他人名義で申込が行われた場合
- 泥酔・薬物使用の場合、刃物・危険物等を所持している場合
- 法令・ルール・マナーに反する時及び、警告を無視して改めない時等再び法令・ルール・マナーに反する恐れがある時
- 係員の指示に従わない時
- その他、本約款に違反した場合

第3条（休場日、開場時間）

当練習場の休場日及び開場時間については、当練習場が別に定めたところによります。ただし、臨時的に変更する事があります。

第4条（金銭その他貴重品、携帯品）

来場された方の携帯品等は、来場された方ご自身で管理していただきます。

当練習場は、ロッカー内、打席、ロビー、アプローチ場その他の場所の如何に問わず、携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損について一切責任を負いません。

第5条（自動車及び携帯品の自己責任）

当練習場が提供している駐車場で自動車及び携帯品に盗難又は損傷等の事故があっても当練習場は一切の責任を負いかねます。

第6条（ロッカーの鍵による自己責任）

ロッカーの鍵は各自で施錠していただく事とし、未施錠による事故が発生しても当練習場は一切負いません。

第7条（危険防止事故防止の利用約款）

当練習場ではご来場者が楽しく安全に練習してもらえよう、次に掲げる事項を定めています。ご来場者は必ず遵守してください。

< 禁止事項 >

- フロントでの署名者以外の方の練習
- 指定打席以外での練習
- 通路等打席以外での素振り
- プレーヤー以外の方の打席ゾーンへの立ち入り
- 幼児、小さいお子様連れでの打席への入場（特に許可する場合を除く）
- 友人、知人、又はいかなる関係者であっても、当練習場所属ティーチングスタッフ及び、当練習場が認可したインストラクター以外の方の打席レッスン
- 打席マット、打席間仕切りの移動
- ティー前方に転がったボールの収集
- フェアウェイへの立ち入り
- 極端な斜め打ち
- 当練習場で使用しているボールでないボールでの練習
- 写真撮影、録音等行為（特に許可する場合を除く）
- 大声での会話や通話等、エチケット・マナー違反
- 2階打席からの5ヤード未満のアプローチ練習
- 泥酔状態での練習
- 施設内での飲酒
- アプローチ場の無断利用、またアプローチ場での危険な行為

第8条（長尺クラブの使用について）

47インチ以上の長尺クラブの使用を危険防止上禁止します。

第9条（事故の責任）

プレーされる方が、プレーにあたって第三者に損害・物品破損その他の損害を発生させ、又はご自身がこれらの被害を受けても当施設はそれに関し責任を負わないものとします。

第 10 条 (事故防止)

次の注意事項を違反したために事故が発生しても当施設は責任を負わないものとします。

- 練習中に他の打席に近づくときは、前後の打席の方の行動に十分に注意して頂くこと。
- 2階打席では、打席前方のヒサシ部分には絶対乗らないこと。
- クラブ等をフィールド内に飛ばした時は、他の利用者のプレーを中断して頂きますので施設係員に申し出ること。

第 11 条 (強風、雷、地震、異常気象時の注意事項)

強風、雷、地震、異常気象などの際は、プレー（練習）を中断し、係員の指示に従ってください。

第 12 条 (火気の使用についての注意事項)

打席、アプローチ場、クラブハウス内での喫煙は、所定の場所以外では禁止します。

また歩きながらの喫煙もお断りします。

第 13 条 (施設に与えた損害)

利用者が故意または過失によって当練習場の施設に損害を与えた時は、利用者によるその損害を賠償して頂きます。

第 14 条 (持込み品の禁止)

施設内へは、次の各号に掲げる物品の持ち込みをお断りいたします。

- 動物（ペットを含む）・悪臭又は騒音を発するもの。
- 銃砲刀剣類・発火又は爆発のおそれあるもの。

第 15 条 (行為の禁止)

当施設内では、次の各号に掲げる行為はお断りします。

- 賭博その他風紀を乱す行為。
- 物品販売及び広告宣伝行為。（当練習場が許可した場合を除く）
- 他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行為。
- 特に許可を得た者以外のフェアウェイ内立ち入り。
- 当練習場の練習球及び備品等の持ち出し。
- 法令・ルール・マナーに反する行為

第 16 条 (利用約款違反の責任)

利用者がこの約款に違反し、第三者に人的又は物的損害を与えたとき、又、利用者が被害を受けたときも、

当練習場は一切の責任を負いません。

第 17 条 (保険の取り扱い)

来場者のゴルフ用品が当練習場内で破損したり、盗難に遭ったりした場合のゴルファー保険又はゴルフ用品保険については、当練習場ではその取扱いをしません。ただし、来場者個人で加入のゴルファー保険に関して、当練習場で発生したゴルフクラブの破損についての証明書は発行します。

第 18 条 (個人情報取り扱いについて)

当練習場は知り得た個人情報を、当練習場の責に則り安全管理に努めます。

当練習場では、ご登録又はご来場頂いたお客様に対し、当練習場の営業情報・イベント告知などをダイレクトメール・Eメール・SNS等でご案内させて頂くことがありますのでご了承ください。

○ ジュニア利用規約 ○

- 1、 ジュニア利用者は小・中学生の利用者をいうこととします
- 2、 小学生のご利用は保護者同伴（以下「同伴者」といいます）とし小学生単独での利用及び来場できないものとします。（中学生以上は可）
- 3、 前項の同伴者は自ら打席利用をしなくてもよいものとします。
- 4、 同伴者はジュニア利用者の安全に充分注意していただきます。
- 5、 同伴者はジュニア利用者他の利用者の迷惑になる行為がないよう充分注意していただきます。
- 6、 ジュニア利用者が当練習場の施設を利用するにあたって、第三者に物品破損その他の損害を発生させ。又はご自身がこれらの被害を受けても、当施設はそれに関し一切の責任を負わないものとします。

(付則)

この利用約款は、利用者が来場した時から効力を発生し、施設の利用を終了した時まで効力を有するものとします。

又、この約款は必要に応じて民法548条の4に従い改定することがあります。